

佐賀労働局発表
令和5年1月6日（金曜）

担	厚生労働省佐賀労働局職業安定部 職業対策課長 白武 和久 障害者雇用担当官 上河 佳子
当	TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223 https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/

「もにす認定制度」の認定事業主のお知らせ

株式会社カシマ美装（鹿島市）

～もにす認定通知書交付式のお知らせ～

佐賀労働局（局長 重河 真弓）は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下「もにす認定制度」という。）において、株式会社カシマ美装（鹿島市）を認定しました。

これまで認定を受けた企業は全国で184社（令和4年9月末時点）ありますが、佐賀県内においては、今般の認定により県内では2社目の認定企業となります。

佐賀労働局では、「もにす認定通知書交付式」を次のとおり実施します。

【日時】 令和5年1月13日（金曜）14:00～14:30

【会場】 佐賀労働局（佐賀第2合同庁舎） 3階共用大会議室2
（佐賀市駅前中央3丁目3-20）



もにす認定制度とは

障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取組状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進が期待されます。

<認定された場合のメリット>

- 厚生労働省及び佐賀労働局ホームページへの掲載をはじめ、ハローワークにおいて、求人票に認定マークや認定企業の表記、求職者などに重点的にPRできます！
- 認定マークを自社の商品や広告に付けることにより優良企業であることをアピールできます！
- 日本政策金融公庫の低利融資の対象となります！

※ 取材をご希望の場合は、必ず事前に右上の担当者（障害者雇用担当官：上河佳子）宛てご連絡をお願いします。（直接の株式会社カシマ美装宛ての連絡はご遠慮願います。）



業種：ビルメンテナンス業

会社概要：建築物総合管理業務

所在地：佐賀県鹿島市大字納富分
2158番地3

ホームページ：
<http://www.kashimabiso.co.jp>

会社のPR情報

会社設立以来50年「建築物の快適な環境の確保」という社会的要請に応える企業として地域と共に培ってきた信頼と技術で、環境衛生業務に幅広く取り組み着実に業績を伸ばし続けています。

特に知識と資質の向上を図るべく社員教育に努めています。

会社からのメッセージ

障がい者を受け入れることで、現場での工夫が始まります。

そのことによってチームワークが向上し、一緒に働くスタッフの人間性が向上する。

会社にとって「負担だけではなく」「得られるものもある」ことを含めて、同じ会社の仲間として雇用を考えていただく企業を増やしてもらうことでハンディキャップをもつより多くの人の活躍の場が広がっていくのではないかと考えます。

一人でも多くの「働きたい」を応援し続けていけたらと思います。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たったの評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率	9.09%
	実雇用率(除外率適用前)	9.09%
	障害者不足数	0名
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6か月後定着率	100%
	過去3年間に採用した障害者の就職1年後定着率	100%

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面	障害者雇用支援のため、社内各部署を横断し障害者雇用を推進するチームを設置しています。
人材面	就労支援担当者を配置し日常的に障害を持つ従業員の支援を行っています。

環境づくり

募集・採用	特別支援学校から在学中に実習生として受け入れ、業務内容の適応状況の確認、職務の理解の促進への支援及び特別支援学校主催の障害者就労関係講習会に講師として障害者の就労に関する報告発表を行うことにより障害を持つ生徒やその保護者の進路決定の一助になるべく協力するとともに、卒業後の採用も行っています。
その他の雇用管理	障害者一人一人の日報を作成し、業務管理に活かしています。 更に、障害を持つ従業員の職場定着のために佐賀障害者職業センターからジョブコーチ支援を受入れています。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		2点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				⑭キャリア形成	特に優良
			優良	1点			優良		4点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	良		2点		
			優良	1点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2点	⑰質的側面	特に優良	2点		
			優良	1点		優良	1点		
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
			優良	1点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)		
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

もにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。